

京都パルスプラザ
新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策
ご利用のガイドライン



令和2年11月30日（改訂）

一般財団法人 京都府総合見本市会館



ご利用にあたって（基本）

- ▶ 「身体的距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗い」
- ▶ 『3密』の回避

- ✖ 换気の悪い密閉空間
- ✖ 多数が集まる密集場所
- ✖ 間近で会話や発声をする密接場面

※国や京都府の要請に対応したイベント等の開催

- ◇ 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」

新型コロナウイルス感染症対策本部決定による
行政の「催物の開催制限等」に沿った会館の使用

- ◇ 適切な感染予防策の実施



イベントの開催制限（令和2年12月～来年2月末）

必要な感染防止策が担保される場合には、国の示した目安等を踏まえ、
12月以降、当面来年2月末までの規模要件等を以下の取扱とする。（京都府）

時 期	12月1日から当面来年2月末まで
収容率	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</p> <p>クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの（注1）</p> <p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <p>ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</p>
人数上限	<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> <p>50%以内（注2） (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>(1) 収容人数10,000人超：50%以内 (2) 収容人数10,000人以下：5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）</p>

（注1）イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

（注2）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。
すなわち、収容率は50%を超えることがある。

大規模イベント開催時の京都府への事前相談について

全国的な人の移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるような大規模なイベントを計画される場合は、京都府へ事前相談をしていただきますようお願いします。

詳しくは京都府のホームページで確認ください
(<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/daikiboeventjizensoudan.html>)

【対象イベント】

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベント

【相談方法】

大規模イベント計画書（事前相談票）に必要事項を記載の上、
事前に電子メールにより送付してください。

注※送付方法は電子メールを基本としますが、難しい場合はFAX又は郵送による送付も可とします。

【問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
電話番号：075-414-5658
ファックス：075-414-4477



接触確認アプリの利用

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会館を利用する全ての方々へ
次の接触確認アプリの利用など具体的な措置を講じてください。

○厚生労働省

『(COCOA) COVID-19 Contact-Confirming Application』

App StoreまたはGoogle Playで「接触確認アプリ」で検索してインストールしてください。

○京都府

『ことろ』※会館の各所に掲示のQRコードを読み込み利用ください。

○京都市

『新型コロナあんしん追跡サービス』

※会館の各所に掲示のQRコードを読み込み利用ください。



主催者・出席者・入場者・ゲストへの 感染予防周知と健康チェック

- ・全参加者に来場時のマスク着用を事前周知
- ・次の方々は来場を控えるよう事前告知
 - 発熱の症状がある方（『37.5度以上は発熱とみなします』厚生労働省）
 - 咳や息苦しさを感じる方
 - 基礎疾患がありリスクが高いと自覚される方
 - 味覚や臭覚異常など体調が優れない方
- ・入場時に非接触型体温計やサーモグラフィー等による体温計測
 - 発熱者の入場を制限
- ・全参加者の連絡先を把握（主催者が個人情報保護の視点に立って厳重保管）
- ・厚生労働省・京都府・京都市が取り組む「接触確認アプリ」を推奨



催事等開催にあたって (各団体等で作成の業種別ガイドラインを参考に)

例：【商業施設（生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗）】

- 十分な座席の間隔（2m目安（最小1m））の確保（例えば、四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする等）
- 客の身体への接触が必要なサービスを提供する場合は、よりこまめな手洗を実施
- 客の入れ替えのタイミングで消毒を実施
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップキャンペーンの自粛
- 家族連れを避け、必要最小限の人数での買い物を励行

（参考）業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/prevention/>

※業態に応じて、業界団体等で作成されているガイドラインを参照のこと



飲食を伴う催事

- ・多人数での席等の使用は控えること
- ・座席の間にパーテーションを設け又は座席の間隔を十分に空ける
- ・3密の環境を徹底的に排除すること
- ・大皿での取り分けによる食品提供を自粛する
- ・背景音楽（BGM）や機械の効果音等を最小限のものとし、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

(注1) これまで、「イベント中の食事を伴う催事」は、大声での歓声・声援等が想定されるものとして扱われてきましたが、今後は必要な感染防止策（政府「イベント開催時の必要な感染防止策」を確認ください）が担保されイベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたうるもの」として取り扱うことを可とされています。

(注2) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよいとされています。従って収容率が50%を超えることもあります。



ご利用にあたって (展示場)

- ◎感染防止のため入場者の整理（密にならないように対応）
- ◎対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔 大声を出す場合等は1m）
- ◎発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場を制限
- ◎入口及び会場内に手指の消毒設備を設置
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と各自持ち帰り
- ◎「3密」を回避する入場者の制限・調整と会場内の整理
- ◎対面で接する場合の飛沫防止対策（透明パーテーション設置、距離とるなどの工夫）
- ◎会場の換気（外気導入空調や搬出入用扉、出入口の開放）
- ◎利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）



ご利用にあたって (会議室・ラウンジ)

- ◎対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔）
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎利用人数に応じた適切な広さのスペースを予約
- ◎人とひとが密接しないレイアウト
- ◎部屋の換気（可能な範囲で窓や扉の開放）
- ◎ラウンジで利用された備品（椅子・テーブルなど）は消毒清掃を行って返却
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、
入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）



ご利用にあたって (稻盛ホール)

- ◎感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）
- ◎対人距離を確保（最低限人とひとが接触しない程度の間隔 大声を出す場合等は1m）
- ◎発熱者を体温計などで特定し入場を制限
- ◎発熱またはその他の感冒様症状を呈している方の入場制限
- ◎入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- ◎マスクの着用（催事主催者及び入場者に対する周知）と持ち帰り
- ◎予約の際は席数を確認（総席数588席）※収容率は国や京都府が示す要件による
- ◎会場（ホール・楽屋・控室）の換気（外気導入空調や窓、扉の開放）
- ◎催事により、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に注意しながら、
入場者等の名簿を適正に管理（保健所等へ情報提供する場合があることを事前告知）

